

事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信の取扱いについて

1. 趣旨

事業者の公正取引委員会に対する調査協力インセンティブを高めるため、事業者の自主的な調査協力の度合いに応じて課徴金の減算額が決定されるよう、独占禁止法固有の課徴金減免制度が改正された場合、事業者が調査協力を効果的に行うために外部の弁護士に相談するニーズがより高まると考えられるため、新たな課徴金減免制度をより機能させるとともに、当該相談に係る法的意見等についての秘密を実質的に保護し、適正手続を確保する観点から、本制度を整備するもの

2. 概要

不当な取引制限（独占禁止法第3条後段）に関する法的意見について事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信の内容を記載した文書について、所定の手続により一定の条件を満たすものであると確認された場合、審査官がその文書にアクセスしないこと等を内容とする手続

3. 制度

（1）形式・法規範性

- ・ 独占禁止法第76条第1項の規定に基づく規則で主な項目を規定
- ・ 指針で細則を規定

※ 特定の物件に対する公正取引委員会又は審査官の独占禁止法第47条に基づく権限行使の在り方について規定するもの

（2）制度の対象となる手続

- ・ 不当な取引制限（独占禁止法第3条後段）に係る違反事件に関する行政調査手続
- ※ 犯則調査手続は本制度の対象外

（3）制度の対象となる物件

- ・ 不当な取引制限（独占禁止法第3条後段）に関する法的意見について事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信の内容を記載した物件

＜対象物件＞

- 事業者から弁護士への相談文書
- 弁護士から事業者への回答文書
- 弁護士が行った社内調査に基づく法的意見が記載された報告書
- 弁護士が出席する社内会議でその弁護士との間で行われた法的意見についてのやり取りが記載された社内会議メモ 等

＜対象外物件＞

- 不当な取引制限（独占禁止法第3条後段）に関する法的意見について事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信の基礎となる事実を示す資料（いわゆる一次資料・事実調査資料）
- 独占禁止法の不当な取引制限以外の規定又は他法令に関する法的意見等の内容を記載した資料

＜要件＞

- 提出命令時に事業者が本制度の取扱いを求めること。
- （文書の件名、保管場所、密性の維持等）適切な保管がされていること。
- 事業者が本制度の取扱いを求める物件ごとに、当該物件の作成日時、作成者の氏

名、共有者の氏名、属性（手紙、覚書、社内調査報告書、社内会議メモ等）、概要等を記載した文書を一定の期限内に提出すること。

- 一 対象外物件が含まれていた場合は、公正取引委員会に当該物件の写しを提出するか、その内容を報告すること。
- 一 違法な行為を目的としたものでないこと。

(4) 法律専門家の範囲

- ・ 弁護士法の規定による弁護士であって、事業者から独立して法律事務を行うもの（事業者と雇用関係ないもの）

※ いわゆる社内弁護士、外国弁護士（外国法事務弁護士を含む。）については以下のとおり対応する（指針に明記）。

- 一 社内弁護士について、違反事実の発覚等を契機として、雇用主である事業者からの指示により指揮命令監督下にななく、独立して法律事務を行うことが明らかな場合には、法律専門家の範囲に含める。
- 一 違反被疑事件と関連する国際カルテルについて、外国競争法の対応に係る事業者と外国弁護士との相談内容を記載した物件（前記（3）のいわゆる一次資料・事実調査資料を除く。）は、独占禁止法第47条に基づく提出命令の対象としない。

(5) 判別手続（濫用防止措置）

- ・ 公正取引委員会による判別手続
 - 一 本制度の取扱いの求めがあった物件については、審査官は当該物件の提出を命じ、封を施し、判別官の管理の下に置く。
 - 一 判別官は、当該物件が本制度の対象としての条件を満たすか確認する。

(6) 還付

- ・ 判別手続の結果、本制度の対象となることが確認された物件は速やかに還付する。ただし、判別官は、本制度の要件を満たすことが確認できなかった物件について、審査官の管理の下に移す。

(7) 判別手続において秘密を確保するための措置

- ・ 提出命令時に封筒等に入れて封をする。
- ・ 官房（事件審査を行う部局とは異なる部局）に判別官を置く。
- ・ 判別官の下で対象物件を管理し、判別手続を行う。

(8) 他の行政調査への影響を遮断するための措置

- ・ 違反行為が複数の事業者によって共同して秘密裡に行われ、その行為の存在をはっきり示すような物証が乏しい不当な取引制限（独占禁止法第3条後段）の行政調査手続において、新たな課徴金減免制度の下での事業者の自主的な調査協力が違反行為の発見・解明のために極めて重要であることを踏まえ、本制度は、新たな課徴金減免制度をより機能させるためのものとして位置付けられている。このような、不当な取引制限に固有の事情、本制度の趣旨に鑑みれば、本制度をそのまま他の行政調査に導入し得ないことは明らかであることから、他の行政調査への影響は生じないため、影響を遮断するための措置を規定する必要はない。

(9) 本制度の利用有無と課徴金加減算との関係

- ・ 新たな課徴金減免制度の下で、本制度の利用の有無は調査協力の評価事項としない。
- ・ 本制度の濫用自体に対する新たな制裁措置は、設けない。本制度の濫用が検査妨害等の罪（独占禁止法第94条）等に該当する場合には、それぞれの規定が適用される。

(10) 供述聴取過程における本制度の適用

- ・ 本制度の対象は物件とし、供述（審尋及び任意の供述聴取）には適用しない。
※ 新たな課徴金減免制度をより機能させる観点（従業員が弁護士への事実提供を躊躇しないようにさせる観点）から、本制度の対象となる物件に記載された従業員と弁護士とのやり取りについて原則として質問しない旨を指針に明記

(11) 判別手続についての訴訟・異議申立て

- ・ 判別官の判断には処分性ではなく、それ自体は訴訟・異議申立ての対象とならないが、公正取引委員会がした処分に対しては、公正取引委員会の審査に関する規則第22条の規定による異議申立てのほか、行政事件訴訟法の規定による取消訴訟の提起が可能。
- ・ 本制度の下での提出命令であることが明らかとなるよう、本制度向けの提出命令書の様式を作成する。

○その他

- ・ 課徴金制度の見直し等を内容とする今般の独占禁止法改正は、新たな調査権限が追加されるものではない。
- ・ 課徴金減免申請者の従業員等は、供述聴取終了後その場でメモを作成することができる旨を「独占禁止法審査手続に関する指針」（平成27年12月）に明記する。
- ・ 他の国における競争法の違反被疑事件と関連する国際的独占禁止法違反被疑事件など、本制度の対象範囲の拡大について、早急に検討する。この検討に当たっては、本制度の運用開始後の状況を踏まえ、中小企業に不当に不利益を与えることとならないよう、また、他法令への影響を及ぼすことがないよう、留意する。

以上